

新「今治市教育大綱」策定について

1 教育大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、地方公共団体の長が、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めるもの。

2 令和2年度の総合教育委員会議の方向性

総合計画の後期基本計画の教育分野をもって大綱とする方針とした。

平成27年に策定した「大綱」（期間：H27～R1）の期間を1年延長し対応

3 今年度の策定に向けた方針

コロナ禍での新しい課題を踏まえるとともに、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じて定めることとされているため、今治市の現状と課題を踏まえた市のオリジナリティを出した大綱を策定することを方針とする（2を変更）。

4 骨子（たたき台）

総合教育会議において、円滑な協議を進めるために作成

【今後重点的に取り組むべき方針（施策）の視点】

以下のような視点で、「5つの重点方針」とそれぞれの考え方を示しています。

- ・国の教育振興基本計画を参酌していることが分かるようにする。
- ・国の現状を踏まえて市のオリジナリティを出していく。
- ・大綱としては、大きな方向性を示す。しかし、それぞれの施策の予算付けの根拠となるような大綱とする。
- ・時代の変化に対応した教育の在り方を盛り込む。

コロナによる変化

学びの変容
暮らしの変容

デジタル・アナログのベストミックス
(今治モデル)

- ・新しい教育（産業教育、ジェンダー教育など）を含んだ教育に対する思いを込めたものとする。
- ・SDGs、環境、カーボンニュートラル、国際化、新しい生活様式など、これらからの社会に適合していくための教育に触れる。
- ・障がい者をもった子どもについて触れていく。
- ・教職員の疲弊の改善を目指し、補完
- ・家庭と地域の教育力の向上を目指す。
- ・学校教育が中心となるが、文化・スポーツにも触れる。

5 今後の進め方

- ・総合教育会議において、出された意見を吸い上げ大綱を作り上げる。
- ・学校現場の声も拾い上げることにより、押し付けではなく共鳴できるものとする。
- ・教育のプロフェッショナルの意見も参考としていく。

教育大綱の法的位置づけ

1 法律上の位置づけ

区分	教育大綱	教育振興基本計画
根拠 法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定 主体	地方公共団体の長	地方公共団体
策定 方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定 ※第1期計画（平成20年7月 1日閣議決定）平成20～24年度 ※第2期計画（平成25年6月14日閣議決定）平成25～29年度 ※第3期計画（平成30年6月15日閣議決定）平成30～34年度（令和4年度）	
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務

関係法令抜粋

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

【教育基本法】

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画（政府の教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 大綱に関する文部科学省の考え方

(平成26年7月17日 文部科学省初等中等教育局長 通知)

(1) 大綱とは

- ① 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策に関する目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。
- ② 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して(参考にして)定めること。

(2) 地方教育振興基本計画その他の計画との関係

- ① 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。
- ② 新たな地方公共団体の長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なるときには、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましいこと。

(3) 大綱の記載事項

- ① 大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられること。
- ② 大綱には、地方公共団体の長の権限に関わらない事項(教科書採択の方針、教職員の人事の基準等)について、教育委員会が適切と判断して記載することも考えられること。

3 本市の教育大綱の現状

策定年月：平成27年11月

大綱期間：平成27年度～令和2年度

当初は令和元年度までだったが、令和元年度の総合教育会議で後期基本計画に合わすとの合意により1年延長

今治市教育振興に関する大綱

(平成 27 年度～令和 2 年度)

～ まなぶ・つなぐ・まちづくり ～

1 次代を生きる子どもたちに「知・徳・体」の力を育む教育の推進

多様化するこれからの社会を生きていくために必要な「確かな学力」「豊かな人間性」「たくましい体」を育成し、子どもたちの「生きる力」をしっかり育てます。さらに、今治市の産業、歴史、自然環境などの特色を生かした学びの場を通じて、郷土への愛着を育み、夢のあるまちづくりにつないでいきます。

2 豊かな心と地域の元気を育む生涯活動の推進

今治市民の誰もが、目標を持ち生き甲斐のある生活を実感できるよう、生涯にわたりいつでも文化・スポーツ活動などに取り組むことのできる環境づくりを進めます。また市内にある多彩な文化・芸術・歴史資産を活用し、市民自らが学習することにより愛郷心を持ち、その魅力を国内外に発信できる、元気で活気のあるまちづくりにつないでいきます。

3 地域と人が支え合い、絆をつなぐ地域教育の推進

少子高齢化や過疎化、核家族化の進展に伴い、人間関係の希薄化が懸念される中、家庭や地域の教育力を確保するため、幅広い世代が積極的に交流し、地域、家庭、学校が連携した地域教育の推進に努めます。ここで育まれたふるさとの絆を、安全・安心なまちづくりにつないでいきます。

作り方 イメージ

資料 4

今治市教育大綱



令和 3年 月

子どもが輝くやさしいまち“今治”

～子どもが真ん中～

近年の少子高齢化や人口減少、経済のダウンサイジング、グローバル化やデジタル化、更には新型コロナによる社会変容などの流れが一気に加速し、私たちもこうした環境の変化に的確に対応していかなければなりません。

国が定める第3期教育振興基本計画におきましても、社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題としまして、1点目「社会状況の変化」、2点目「教育をめぐる状況変化」、3点目「教育をめぐる国際的な政策の動向」を掲げております。

このような社会変革の中において、まずは何と言っても、子どもを中心に置くこと、そして、子どもを支える大人が、地域社会が、時代が求める教育の在り様の变化を絶えず汲み取り、着実に実践に移していくことが求められています。

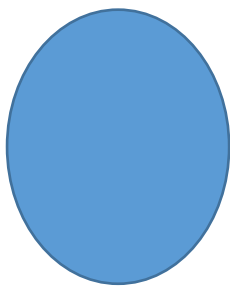
未来を担う子どもたちの健やかな成長を、大人が、そして地域社会全体で支えていくことは、変わる事のない私たちの重要な使命であります。

そのためのサポートを、教育委員会をはじめ関係機関の方々と手を取り合い、家庭、学校、地域という3つの力が相互補完的に連携することで、地域全体が繋がりをもつことが教育の目指すべき方向であると、私は確信しています。

この度の新たな「今治市教育大綱」は、私が大切にしている「子どもが真ん中」の、教育に対する考えを、教育委員会と共有しながら「今治市総合計画」との整合性を図って策定しました。

子どもたちは、今治の未来を創る私たちの希望の星です。今治の子どもたち一人ひとりが幸せに生き、社会で活躍できるようオール今治で育んでいきたいと思います。

令和3年 月



今治市長 徳 永 繁 樹

教育施策の大綱について

1 大綱の根拠・役割

今治市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、市長と教育委員会が総合教育会議において協議・調整し、市長が定めるものです。

「子どもが真ん中で輝くやさしいまち“今治” ～心を育む～」を基本理念に掲げ、市長と教育委員会が基本的な認識を共有し、本市教育のより一層の振興と充実を目指します。

2 大綱の対象期間

今治市教育大綱の対象期間は設けず、国の教育振興基本計画の見直しや、本市における関連する各種計画の見直しなど、教育を取り巻く環境や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 大綱の位置付け・体系

教育振興基本計画（平成30年閣議決定）を参酌し、今治市におけるまちづくりの基本的な計画である「第2次今治市総合計画」が示すまちづくりの方向性などを踏まえるとともに、各種計画などとの整合性を図り策定しました。

【基本理念】

子どもが真ん中で輝くやさしいまち “今治”

～ 心を育む ～

【重点方針】

時代の大きな転換点にあたって、ふるさと今治に愛着と誇りを持ち、地域や我が国の未来を切り拓く若い力の育成に地域ぐるみで取り組むとともに、市民一人ひとりが生涯にわたって学び続け、多様な個性や能力を発揮できる活力ある地域づくり、ふるさとづくりを基本とした5つの重点方針を掲げ、本市教育行政の推進に取り組んでいきます。

(重点方針1)

デジタル化時代を切り拓き、国際社会で活躍する人材の育成に寄与する新しい学校教育の推進

I C Tを最大限に活用するなど、「特色ある教育」を展開する中で、「確かな学力」「豊かな人間性」「たくましい体」を育成し、子どもたちの「生きる力」を育みます。

- 「知・徳・体」を育成する、バランスのとれた教育を推進し、自ら課題を発見し、自ら解決することができる能力を育みます。
- I C Tを最大限に活用し、デジタル化時代を切り拓いていける子ども達の資質・能力の育成を目指します。
- 対面での授業・校外での体験も大切にし、対面型とオンライン型学習をベストミックスで取り入れた「今治型教育モデル」を確立していきます。
- 教職員一人ひとりのI C T活用指導力の向上を目指し、切れ目ない研修の実施と、優良事例の横展開を図り、I C T授業マイスターの育成に努めます。
- 異文化に触れ合う機会を拡充し、我が国や諸外国の伝統・文化について関心や理解を深めるとともに、英語等の語学力やコミュニケーション能力を育成していきます。
-

(重点方針 2)

誰一人取り残すことのない学校教育の実現

経済的理由等により就学困難な子どもや、障がいのある子ども、不登校の子どもなど、特別な配慮を必要とする子どもが増加する中で、誰一人取り残すことなく、一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばし、社会の担い手となれるよう、学習支援を充実させていきます。

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の、教育や心理・福祉の専門家を各中学校区に配置することで、一人ひとりの子どもに寄り添った支援の充実を図ります。
- 特別支援コーディネーター等を中心に、教育相談や校内支援体制を構築するとともに、生活支援員を配置することにより、子どもや家庭のニーズに応じた、きめ細かな支援の充実を図ります。
- 不登校児童生徒に対して、再登校や進学・就職などの自立を目指して、教育相談や適応指導を行うとともに、ICTを活用した学びの保障の新たなスタイルを構築していきます。
-

(重点方針 3)

安全安心と学びを充実させる教育環境の整備

学校施設は子どもたちが一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保に努めるとともに、新時代の学びを支える教育環境の充実を図ります。社会教育施設等についても、安全で快適な教育環境を整えていきます。

- 教育現場のICT化や、老朽化の進んだ校舎・屋内運動場等の改修、トイレ洋式化等、安全安心と学びを充実させる教育環境（ハード面）の整備を推進します。
- 新しい生活様式の習慣化を図るとともに、新しい生活様式に対応した学校の環境整備を進めていきます。
- ICTの活用や外部人材の参画により、学校における働き方改革を着実に実施し、教職員の負担軽減を図ります。
- 教職員に対する各種研修の充実を図り、一人ひとりの専門知識・能力や倫理観の向上を目指します。
- 少子化が進行する中、今後の学校の在り方について、子ども達のより良い学びの環境づくりの視点から検討していきます。
- だれもが利用しやすい、安全安心な地域の拠点施設及び避難場所等として、公民館等の教育施設の適切な維持・管理に努めます。
-

(重点方針4)

「i . i . imabari !」教育 version (^{きょういく} 郷 育) の推進

みんなで今治を盛り上げ、つい夢中になってしまうような今治の魅力を、広く世界に発信する「i . i . imabari !」キャンペーン。教育分野においても、今治の溢れる魅力を身近に感じてもらえる施策を展開し、ふるさと今治を愛し、今治に夢と誇りを持ち、今治に夢中になる人の輪を広げていきます。

- 地元産の農林水産物を活用し、「日本一おいしい給食」を提供することで、子ども達の今治愛の育成に繋げていきます。
- 産学官の連携を図りながら、一貫したキャリア教育の充実に努めます。その中で地域で支え育てた子どもに地域の産業を知ってもらい、地域の雇用につながるよう、産業教育を推進していきます。
- コミュニティスクールの充実・発展を図り、保護者及び地域住民の学校運営への参画及び連携強化を進めることにより、一体となって学校教育の質の向上や地域の活性化、児童生徒の健全育成に取り組みます。
- 見て、触れて、身近に体感できる本物の今治の歴史・文化を教材にすることで、多くの市民が郷土愛を感じ、地域への誇りが持てるよう、ふるさと教育の充実に取り組みます。
-

(重点方針5)

人生 100 年時代を見据えた、生涯学び活躍できる環境の整備

人生 100 年時代を迎え、老若男女だれもが文化芸術、スポーツ活動などに親しむことで、自分の可能性を開花させることができるとともに、大きな社会変革を乗り越え、豊かさを次世代に引き継ぐために、みんなが考え、行動することに喜びを感じられるまちづくりを展開していきます。

- 文化芸術活動・スポーツ活動を通して、異世代間の交流を深め、様々な目的やレベルに応じて多様な活動を楽しめる環境の整備に取り組みます。
- 公民館及び図書館や文化施設などの運営管理について検討し、利用率の向上、発信力の強化、採算性の向上で、市民に親しまれる施設に再生します。
- 生涯学習を総合的に推進するために関係機関と連携を図り、生涯学習の充実や人権の尊重などを通じて、世代を超えてみんながつながり、活躍できる地域の基盤づくりに取り組みます。
- スポーツを「する」「みる」「ささえる」機会の充実に努め、みんながスポーツの価値を享受し生活の一部とすることで、ライフステージに応じて、楽しく健康で生き生きとしたスポーツ活動ができる環境の整備に取り組みます。
-

第3期教育振興基本計画(概要)

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

I 教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

II 教育をめぐる現状と課題

1 これまでの取組の成果

- 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
- 給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設
- 学校施設の耐震化の進展 等

2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- (1) 社会状況の変化
人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差 等
- (2) 教育をめぐる状況変化
- 子供や若者の学習・生活面の課題
 - 地域や家庭の状況変化
 - 教師の負担
 - 高等教育の質保証等の課題
- (3) 教育をめぐる国際的な政策の動向
OECDによる教育政策レビュー 等

III 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す

《個人と社会の目指すべき姿》

- (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
- (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

《教育政策の重点事項》

- 「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

IV 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

V 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進

- ・ 教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要
企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す[ロジックモデルの活用、指標設定]
実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施
[職員の育成、先進事例の共有]
評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善
- ・ 客観的な根拠に基づく政策立案(EBPM(Evidence-Based Policy Making))を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進

2. 教育投資の在り方(第3期計画期間における教育投資の方向)

- ・ 人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減
- ・ 各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
◇学校指導体制・指導環境整備、チーム学校 ◇学校施設の安全性確保(防災・老朽化対策)
◇大学改革の徹底・教育研究の質的向上 ◇社会人のリカレント教育の環境整備
◇若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援 ◇大学施設の改修 など
- ・ OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保
- ・ その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成

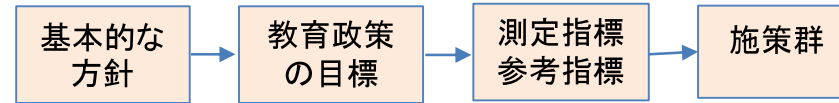
3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

- ・ 超スマート社会(Society 5.0)の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進
- ・ 人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
- ・ 次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

第1部で示した5つの基本的な方針ごとに、

- ①教育政策の目標
- ②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標
- ③目標を実現するために必要となる施策群を整理



基本的な方針	教育政策の目標	測定指標・参考指標(例)	施策群(例)
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1)確かな学力の育成<主として初等中等教育段階>	○知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持 ○自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の改善 ○いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善 など	○新学習指導要領の着実な実施等 ○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成 ○いじめ等への対応の徹底、人権教育 など
	(2)豊かな心の育成<〃>		
	(3)健やかな体の育成<〃>		
	(4)問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階>		
	(5)社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成<生涯の各段階>		
	(6)家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進<〃>		
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(7)グローバルに活躍する人材の育成	○外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする ○修士課程修了者の博士課程への進学率の増加 など	○日本人生徒・学生の海外留学支援 ○大学院教育改革の推進 など
	(8)大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成		
	(9)スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成		
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(10)人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	○これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上 ○大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする など	○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討 ○社会人が働きながら学べる環境の整備 など
	(11)人々の暮らしの向上と社会の持続的な発展のための学びの推進		
	(12)職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進		
	(13)障害者の生涯学習の推進		
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(14)家庭の経済状況や地理的条件への対応	○生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善 など	○教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援 など
	(15)多様なニーズに対応した教育機会の提供		
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(16)新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	○小中学校の教諭の1週間当たりの学内総勤務時間の短縮 ○学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備 ○緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減 ○私立学校の耐震化等の推進(早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了) ○学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善 など	○教職員指導体制・指導環境の整備 ○学校のICT環境整備の促進 ○安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進 ○学校安全の推進 など
	(17)ICT利活用のための基盤の整備		
	(18)安全・安心で質の高い教育研究環境の整備		
	(19)児童生徒等の安全の確保		
	(20)教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革		
	(21)日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化		

愛媛県 教育振興に関する大綱



えがお
～愛顔でつなぐ 学びの未来～

平成31年3月

【表紙の写真】

「えひめジョブチャレンジU-15事業」(中学生の職場体験学習)の一場面

愛媛県では、次のような社会を目指しています。

☆ 愛情豊かな地域社会の中で、子どもたちが、時には厳しく指導され、時にはやさしく手を差し伸べられながら、周りに必要とされていることを実感し、幸福感を抱き、夢に向かって伸び伸びと成長しています。

☆ 知的好奇心をくすぐる学びの場や地域での様々な体験を通して、子どもや若者が、それぞれの個性を大切にしながら、確かな学力・豊かな心・健やかな体をバランスよく育み、生きる力を身に付けるとともに、社会の中で果たすべき役割や責任を自覚し、変化の激しい世界の中でたくましく挑戦しています。

☆ 誰もが、生涯にわたり自分の目標に向かって学習や文化・スポーツ活動に励む機会を得られ、自己の成長と暮らしの充実を実感するとともに、先人から継承されてきた豊かな文化と触れ合い、次世代へ引き継ぎ、そして、新しい愛媛文化を創造しています。

このような社会を実現することにより、若い世代が働くことに生きがいを持ち、安心して子育てができるとともに、県民一人ひとりが、ふるさとに誇りと愛着を持ち、地域課題の解決に果敢に挑むような、活力ある愛媛県を創生します。

愛媛県は、一人ひとりに輝く愛顔えがおがあふれる社会を目指して、「愛媛県教育振興に関する大綱」（2019～2022年度）を定め、市町や関係団体等と連携しつつ、「挑戦・実行・現場主義・オール愛媛」を基本姿勢として、次の6つの振興方針に基づき、県民の皆様とともに、教育、学術、文化、スポーツの振興に取り組んでまいります。

平成31年3月27日



愛媛県知事
中村 時広

振興方針

- 1 学校・家庭・地域が連携した教育の推進
- 2 安全・安心で充実した教育環境の整備
- 3 未来を拓く子どもたちの育成
- 4 特別支援教育の充実
- 5 人権・同和教育の推進と児童生徒の健全育成
- 6 生涯学習の推進とスポーツ・文化の振興

1 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

在るべき姿

学校、家庭、地域が連携・協働し、社会総がかりで、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援しています。

課題

近年、家庭環境の多様化に伴う家庭教育を行う上での課題、地域コミュニティの弱体化、子どもの自然・文化芸術体験活動の機会確保の必要性などが指摘されており、学校はもとより家庭、地域社会の多様な主体が連携協力して、全ての子どもたちが夢の実現にチャレンジできるよう、就学環境や就学機会の充実、開かれた学校づくりを進め、魅力ある教育環境を整備していく必要があります。

目指す方向

社会の変化に対応した教育環境の確保に向け、創意工夫を生かした学校づくりに努めるとともに、家庭や地域の教育力の向上を図り、学校、家庭、地域、企業等が連携・協働して、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援します。

また、大学や専門学校等との連携のほか、幼稚園、保育所、認定こども園との交流・共同研究や、児童館などの児童福祉施設との連携を図ります。

さらに、私立学校の経営が健全かつ安定的に行われるよう、その自主性を尊重しつつ運営の支援に努めていきます。



地域住民による学習支援



地域の文化を学ぶ（そば栽培）

2 安全・安心で充実した教育環境の整備

在るべき姿

子どもたちにとって、安全・安心で、充実した学びの場が確保されています。

課題

学校内や登下校時に子どもたちが被害者となる事件・事故が発生していることや、地震等の災害、気象状況の変化への対応の必要性等から、安全教育の充実を図るとともに、安全・安心な教育環境を確保するほか、技術革新が加速度的に進む中で、超スマート社会（Society5.0）の実現や、その進展を見据え、次世代に相応しい充実した教育環境を確保していく必要があります。

目指す方向

家庭や地域と連携して学校安全対策を充実するとともに、学校の耐震化・長寿命化に計画的に取り組むほか、防災士の資格取得の促進などにより教職員の防災意識の高揚や資質向上に努め、自然災害や原子力災害に対する防災教育や交通安全教育など学校安全に関する教育を通じて、子どもたちに自らの命は自ら守ろうとする主体的な態度を育成します。

また、児童生徒の健康への配慮や快適な学習環境の確保の観点から、学校の教室へのエアコン設置促進に取り組むほか、教育の情報化を推進するため、教育用ICT機器等の整備に取り組み、安全・安心で充実した教育環境を確保していきます。



防災マップの作成



タブレットを活用した
アクティブ・ラーニング

3 未来を拓く子どもたちの育成

在るべき姿

自信を持って生き生きと勤務する教職員に見守られながら、知・徳・体のバランスがとれ、たくましく生きる力を身に付けた子どもたちが育まれています。

課題

知・徳・体のバランスのとれた成長は、子どもたちが自ら考え、判断し、行動することのできるたくましい大人に成長するための基礎となるものであり、AI等をはじめとする技術革新やグローバル化の一層の進展など、複雑で予測困難な社会に対応するため、豊かで多彩な教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域が連携した効果的な教育に取り組んでいくことが必要です。

中でも、確かな学力の定着・向上については、児童生徒の学力や学習の状況を把握、分析した上で、より実効性のある取組みを推進していく必要があります。

一方、近年の地域コミュニティの弱体化や情報化の進展など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、自己肯定感や社会性、規範意識の向上を図るとともに、外で遊んだりスポーツや地域の文化を楽しんだりするために必要な時間や場所、仲間とのつながりを確保することが求められています。

また、教職員には、様々な教育的課題に適切に対応できる高度な実践的能力や高い倫理観が求められているとともに、安心して働くことができる職場環境を整備していくことが必要となっています。



ALT との外国語活動



理科の授業
～実験によるデータ収集～

目指す方向

児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導や、家庭との連携による学習・生活習慣の確立により、子どもたちの確かな学力の定着と向上に努めます。

さらに、東・中・南予の豊かな自然や産業特性等を生かした様々な体験活動、郷土愛やグローバルな視野を養う教育を推進するとともに、自他の生命を大切にする心や規範意識などを養う道徳教育をはじめ、情報教育や環境教育を推進するほか、地域産業や企業の良さ、地域で働くことの魅力を実感できるよう、えひめジョブチャレンジU-15事業の拡充など、キャリア教育の充実に取り組みます。

加えて、読書習慣や食習慣、運動習慣などの望ましい生活習慣を確立し、子どもたちの豊かな人間性や健康・体力など、社会で生きる力を育みます。

また、各種研修の充実等を通じて、教職員一人ひとりの専門的知識・能力や倫理観の向上に努めるとともに、自信を持って教壇に立ち、明るく安心して働くことができるよう、学校における働き方改革を進めます。



長縄跳びにチャレンジ！



外国人講師による英語学習



えひめジョブチャレンジU-15事業
酪農体験

4 特別支援教育の充実

在るべき姿

障がいのある子どもたちが一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を受けながら、自立と社会参加に向け、生き生きと学んでいます。

課題

障がいのある子どもたちが安心して地域で学び、その持てる力を最大限に発揮できるように、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応えるとともに、自立と社会参加に向けた特別支援教育の一層の充実が求められています。

こうした中、増加傾向にある特別支援学校の児童生徒に対する教室不足対策や、小・中・高等学校等に在籍する発達障がいを含む障がいのある子どもへの対応が課題となっており、教育環境の整備や、一人ひとりの障がいの状態等に応じたきめ細やかな支援体制の整備・充実とともに、全ての教職員が特別支援教育に関する一定の知識・技能を有することが必要となっています。

また、共生社会の形成に向け、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムを構築するとともに、一人ひとりの障がいの状態等に応じた合理的配慮を提供できる教育環境を整備することが必要です。

目指す方向

障がいのある子どもたちが安心して学ぶことができるよう、四国中央市への新居浜特別支援学校の分校設置や、みなら特別支援学校の校舎整備など、よりよい学校環境づくりを進めるほか、特別支援教育における教職員の資質向上に取り組みます。

また、学校や家庭、関係機関等が連携した早期からの切れ目ない支援体制を整え、一人ひとりの障がいの状態や発達の段階等に応じた指導・支援の充実を図ります。

さらに、一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育むため、発達の段階に応じたキャリア教育を推進し、障がいのある子どもたちの自立と社会参加を促進するとともに、交流や共同学習の機会を通じて、障がいのある子どもとない子どもの相互理解や地域の人々への特別支援教育に対する理解・啓発を進めます。



特別支援学校生徒によるミュージカル

5 人権・同和教育の推進と児童生徒の健全育成

在るべき姿

いじめや差別、児童虐待、子どもの貧困等、複雑化・多様化する人権問題について、県民一人ひとりが主体的に考え、互いの人権を尊重して行動しています。

課題

同和教育をはじめとする様々な人権問題が今なお存在しており、実態に即した的確で効果的な教育・啓発の推進が求められているため、県民の人権尊重の意識を高め、様々な人権問題の解決を目指す教育を、市町教育委員会、学校、関係諸機関等と連携して、広く県民の理解と協力を得ながら総合的に推進する必要があります。

また、いじめや虐待等により生命を脅かされる事件なども発生しており、より一層、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に進めるとともに、社会総がかりで児童虐待や生徒指導上の課題に向き合っていくことが必要です。

目指す方向

あらゆる差別、偏見を解消するため、教育の中立性を確保しつつ人権・同和教育を進めるとともに、児童生徒が主体的に取り組むいじめの未然防止や、いじめの早期発見と迅速・適切な対応を図る体系的・組織的な取組みを進めます。

さらに、不登校をはじめ生徒指導上の課題の速やかな解決と防止のため、相談活動や学校を支援する体制を充実させるほか、児童虐待の兆候を的確に察知するため、職員研修や地域啓発を進めるとともに、福祉・医療・警察など関係機関との連携を強化し、早期に対応するなど、児童生徒の健全育成に取り組めます。



いじめSTOP! ^{えがお}愛顔あふれる
地域フォーラム



愛媛県人権・同和教育研究大会

6 生涯学習の推進とスポーツ・文化の振興

在るべき姿

県民一人ひとりが、生涯にわたって自発的に学び続けたり、身近にスポーツに親しんだり、豊かな文化にふれあうことができ、地域に誇りと愛着を感じています。

課題

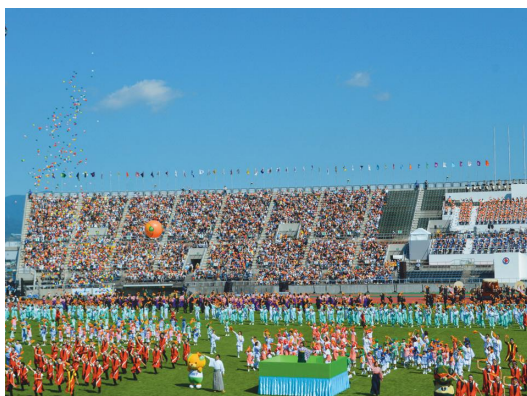
元気なお年寄りが増え、若い世代にも学び直しの必要性を感じる人が増加するなど、生涯学習や国体の開催を契機として、スポーツに対する県民の関心・ニーズが一層高まる中、人生100年時代を見据え、県民一人ひとりのライフスタイルに応じた様々な機会を創出していく必要があります。

また、人口減少や過疎化の進行に伴う伝統文化の担い手不足や、文化芸術活動を支える基盤の脆弱化が懸念されているほか、歴史的な文化遺産の保存・継承が課題となっており、貴重な愛媛の文化を守り育てていくことが必要です。

目指す方向

県民が、生涯にわたり学びたいときに学べる学習環境を整えるとともに、その学びの成果を社会に還元できる生涯学習社会の創造と、学びを通じた地域の人々のつながりづくりを目指します。

また、障がいの有無に関わらず、幅広い世代の県民が、スポーツ・文化・芸術に気軽に親しめる環境づくりや、その成果を発表する機会の充実に加え、国体の開催で得られた成果を生かしたトップアスリートの育成やスポーツを支援する機運を高めるとともに、新しい愛媛文化の創造を担う人づくりに取り組むほか、文化財を活用した地域の活性化に努めます。



えがお
愛顔つなぐえひめ国体総合開会式



県指定無形民俗文化財
吉田秋祭の神幸行事

西条市教育大綱

令和3年2月

西 条 市

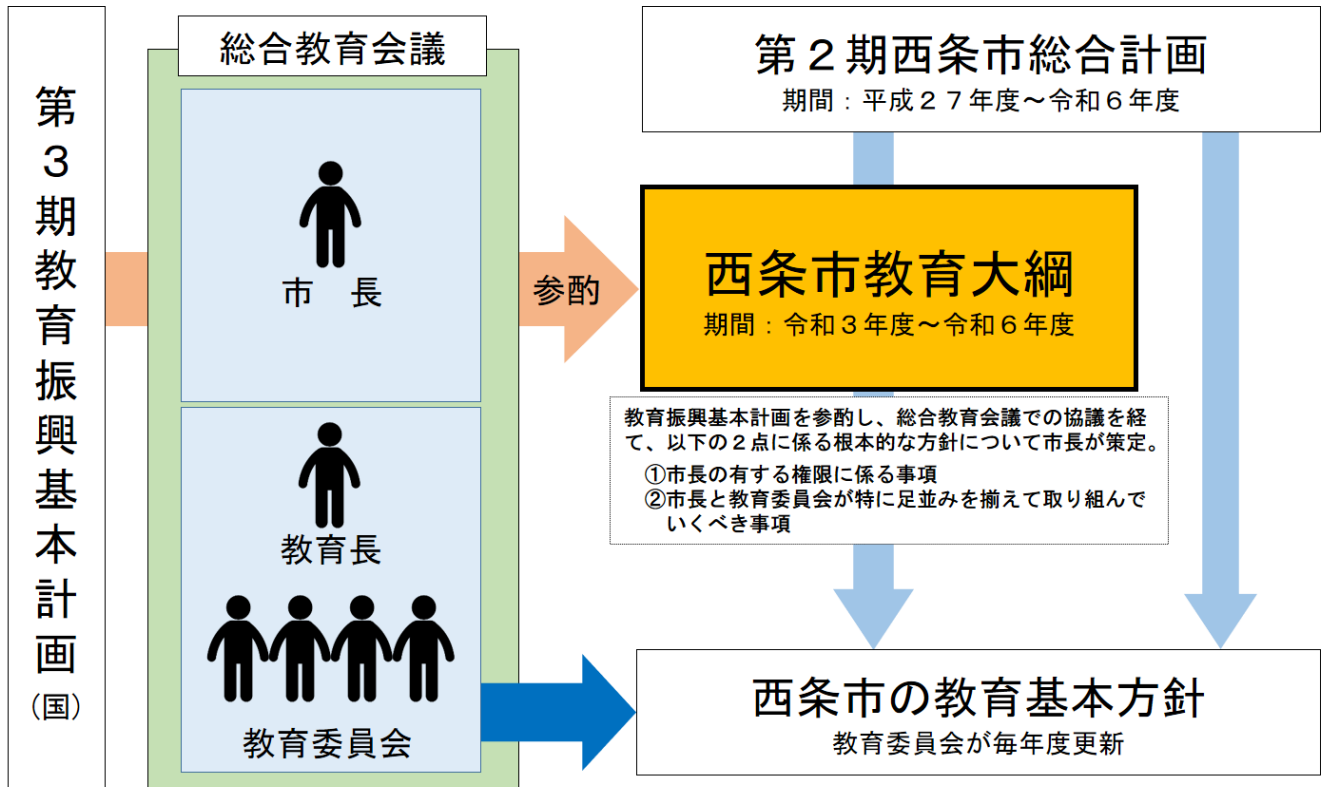
西条市教育大綱の概要

1 教育大綱の趣旨

西条市教育大綱は、平成27年4月1日に改正施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第1条の3に基づき、国が策定する教育振興基本計画を参酌し、「市長の有する権限に係る事項」「市長と教育委員会が特に足並みを揃えて取り組んでいくべき事項」に係る根本的な方針を定めるものです。

また、本大綱は本市の最上位計画である第2期西条市総合計画の内容を踏まえつつ、市長と教育委員会が協議・調整を行った上で、西条市総合教育会議での合意を経て策定しています。

2 教育大綱の位置付け



【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）第1条の3（抜粋）】

地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する根本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

※参酌・・・照らし合わせて良いほうをとること。

3 教育大綱の対象期間

本大綱の対象期間は、次回の改訂時期を次期総合計画の策定期間と揃えることが望ましいことから令和3年度から6年度までの4年間とし、国が新たな教育振興基本計画を策定すると想定される令和5年度から見直し・改訂作業に着手することとします。

また、今後の社会情勢の変化など改訂の必要性が生じた場合には、西条市総合教育会議において適宜見直し・改訂作業を行います。

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教育振興基本計画(国)		→			→		
総合計画	基本構想	→				→	
	基本計画	→				→	
教育大綱		→			→		
教育基本方針		→		→			→

第2期西条市総合計画（～令和6年度）

見直し・改訂作業

4 基本理念

豊かな心をともにはぐくむ

教育・文化を実感できるまちを目指して

本市では、将来都市像である「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」の実現に向けて、国、県、関係団体等との連携のもと、豊かな心をともにはぐくむ教育・文化を実感できるまちの実現を目指してまいります。

とりわけ、本大綱の対象期間においては、国の「第3期教育振興基本計画」に掲げられている「2030年以降の社会を展望した教育」の推進を図るとともに、本市が令和6年度に向けて掲げている「みんなで実現しよう！持続可能な西条市」の達成目標のもと、将来を見据えた持続可能な教育のあり方を模索します。

また、個人においては、自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成を目指します。社会においては、市民一人ひとりが活躍し、豊かで安心して暮らせる社会を実現するとともに、長期的な見通しをもって社会（地域・国・世界）の持続的な維持・発展を目指します。

5 基本方針

本大綱では、国の「第3期教育振興基本計画」に掲げられている教育政策に関する5つの基本的な方針を踏まえつつ、本市における「市長の有する権限に係る事項」「市長と教育委員会が特に足並みを揃えて取り組んでいくべき事項」に係る根本的な方針を整理します。

(1) 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

- ◆ 時代の流れに即した「確かな学力（知）」「豊かな心（徳）」「健やかな体（体）」をはぐくむ教育を推進し、夢と志を持って可能性に挑戦する人材を育成します。
- ◆ 社会的・職業的自立を実現するため、一人ひとりが自己の生き方や働き方について考えを深め、職業生活や日常生活に必要な知識や技能、技術を主体的に身に付けるための体系的・系統的なキャリア教育を推進します。
- ◆ 地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりを推進するとともに、コミュニティ・スクールの推進などを通じて学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を実現します。
- ◆ 子どもたちが様々な経験を通じて「食」に関する知識を習得し、健全な食生活を実現することができるよう「食育」を推進します。
- ◆ 学校および地域が一体となった人権・同和教育を推進し、市民一人ひとりが多様

な価値観や互いの違いを認め合う豊かな心とともに育み、いかなる差別も許すことの無い社会を実現します。

(2) 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

- ◆ グローバル化の一層の進展が予想される中、持続可能な開発のための教育（ESD）の推進などを通じ、わが国が抱える社会課題や地球規模課題を自ら発見し、解決することができる能力を有した人材を育成します。
- ◆ 英語教育の強化に努めるとともに、豊かな教養や論理的思考力、伝統や文化への深い理解、多様な文化の中で自他の違いを尊重し合いつつ、コミュニケーションを通じてともに問題を発見して解決する能力、困難を乗り越える強い精神力などをはぐくむ教育を推進します。
- ◆ 児童生徒等が学校だけでなく、広く社会の中で視野を広げて意欲を高め、様々な分野に対する知的好奇心や専門性を高める機会を設けるなど、創造性をはぐくむ教育を推進します。

(3) 生涯学び、活躍できる環境を整える

- ◆ 人生100年時代において、すべての市民が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして新たな取組にチャレンジすることができる地域社会の実現を目指します。
- ◆ 少子高齢化や人口減少など、社会を取り巻く環境が急激に変化する中、すべての市民が地域社会の構成員として社会参加できる環境の実現を図るとともに、社会の変化に対応した学習機会を提供します。特に、公民館を拠点とした地域づくりの取組を推進します。

(4) 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

- ◆ 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、学校教育による学力保障を図るとともに、学校と福祉、医療、青少年健全育成、発達支援センターなどの関係機関との連携を進めます。
- ◆ 市民一人ひとりが豊かな生活を送り、かつ公平公正で活力ある地域社会を実現することを目的に、障がいの有無、日本語指導の必要性、不登校の対応などの多様な観点からのニーズに対応した教育機会を提供します。また、教育の場において、個人の性的指向や性自認の多様性に適切に配慮します。
- ◆ 社会教育施設を活用した教育格差解消に向けた活動を支援するなど、地域の教育資源を活かした取組の推進を図ります。

(5) 教育政策推進のための基盤を整備する

- ◆ 教育の情報化を推進するため、国、県、市、学校、家庭の役割を明確にしつつ、連携の強化を図ります。特に、急速に進展する学校教育現場におけるICT環境整備については、授業・学習面と校務面の両面でICTの効果が最大限発揮されるように努めるとともに、将来にわたって持続可能な形で機器更新を行うことができるよう検討を進めます。
- ◆ 学校施設が児童生徒等の学習・生活の場であり、かつ地域の拠点であることも踏まえた上で、将来にわたり教育の質の向上が図られつつ、かつ持続可能となる教育環境のあり方を模索していきます。特に、校舎等の老朽化対策については、長寿命化改修を中心とした老朽化対策を進めてまいります。
- ◆ 厳しい財政状況の下、公民館、図書館および博物館などの社会教育施設が市民から必要とされる学習機会を提供し続けることができるよう、老朽化対策はもとより施設の複合化など、持続可能な社会教育施設の実現に向けた検討を進めます。